

サフィー廟不動産目録に見える最古層物件バルール村の来歴*

廟伝来の14世紀命令書との照合を通して

高木小苗

Tracing the History of Barūr, the Ardabil Shrine's Former Waqf Village

TAKAGI, Sanae

This paper examines the founding of Barūr, which was formerly a waqf village belonging to the Ardabil Shrine of Shaykh Ṣafī al-Dīn (1252–1334), the founder of the Safavid Sufi order and the ancestor of the Safavid dynasty (1501–1736). He endowed the order's monastery with his private properties in 1333, according to the *Ṣariḥ al-Milk* (inventory of the Shrine's real estate), which was compiled in 1570 by the Safavid bureaucrat 'Abdī Beg. Ṣafī al-Dīn was interred at the monastery, and his endowment formed the origin of his shrine's waqf. The register provides detailed information on each waqf property based on the archives stored in the Shrine.

A number of previous studies have referred to the register and archives in support of their research into former properties owned by the Shrine. Nonetheless, a comprehensive discussion is still required of how several properties were endowed by the Mongol ruling elite and retained by Ṣafī al-Dīn's son and successor, Shaykh Ṣadr al-Dīn (1305–91), amid the political turmoil of fourteenth-century Iran. As an example, this paper reviews when and how one of those properties, Barūr village, and its revenue came to belong to the monastery.

In 1325, the Ilkhanid (1256–after 1335) *divān* appointed Ḥasan, son of Chāghirchā, to collect Barūr's taxes. By August 7, 1327, Ṣafī al-Dīn had acquired the village. By December 24 of the same year, the ninth Ilkhan, Abū Sa'īd (r. 1316–35), conferred on the monastery the right to receive the village's tax revenue, which had formerly belonged to his late leading *amīr*, Chūpān (d. 1327). This was later confirmed by Shaykh Ḥasan Kūchak (d. 1343), one of Chūpān's grandsons. In 1333, Ṣafī al-Dīn endowed the monastery with the village, and its waqf income was allocated to two of his sons, Ṣadr al-Dīn and Shaykh Abū Sa'īd. In 1347, Shaykh Abū Sa'īd donated this waqf income to the monastery.

Keywords: Shaykh Ṣafī Shrine, Ardabil, waqf, Ilkhanids, Chūpān (Choban)

キーワード: シャイフ・サフィー廟, アルダビール, ワクフ, イルハーン朝, チューパーン (チョパン)

* 本研究の過程で、共同研究のメンバーの方々や研究会に出席された皆様より貴重なご意見をいただきました。ここに記して謝意を表します。



はじめに

1. バルール村の概要と史料
2. バルール村の変遷に関する先行研究
3. サフィー・アッディーン時代のバルール村 (1334年以前)
 - 3.1 イルハーン朝期 1325年発行命令書のバルール村
 - 3.2 イルハーン朝君主アブー・サイドによる「ワクフ設定」(1327年)

はじめに

サファヴィー教団は、名祖シャイフ・サフィー・アッディーン・イスハーク (1252–1334) の時代以来、本稿で扱うイルハーン朝 (1256–1335 以後) やその重臣のアミール、チューパーン (チョパン) Chūpān (1327 没) の家系をはじめとするテュルク・モンゴル系支配層の帰依・庇護を得て、発展を遂げた¹⁾。サフィー・アッディーンがアルダビールに設立した修行場 (zāviya) には多くのワクフが行われ、のちに彼の墓廟 (以下、サフィー廟) の莫大な財産の一部を構成することとなる。

サファヴィー朝の文人官僚アブディー・ベグが 1570 年に作成したサフィー廟不動産目録 *Ṣarīḥ al-Milk* に見える最古層のワクフ財は、サフィー・アッディーン時代に様々な経路で修行場に寄進されている。サフィー・アッ

3.3 サフィー・アッディーンによるワクフ設定 (1333年)

4. サドル・アッディーン時代のバルール村 (1334年以後)

4.1 シャイフ・アブー・サイドによる「ワクフ設定」(1347年)

4.2 チューパーン家台頭期 1353年発行命令書のバルール村

おわりに

ディーン自身も、死の前年 733/1333 年、修行場へのワクフ設定を行い、そのワクフ文書 (vaqfiya) を作成させた²⁾。そして、彼の死後、息子シャイフ・サドル・アッディーン・ムーサー (1305–91, 在任 1334–91) が後継者となると、新たな不動産の獲得とワクフ設定に加えて、761/1360 年に、サフィー・アッディーンによる 1333 年のワクフ設定とその管財人 (mutavalli) がサドル・アッディーンであることを法的に認証する証書 (qabala) が作成された。サファヴィー教団の社会経済的発展について論じた Gronke は、サフィー・アッディーン時代のワクフ文書原本が失われたため、サドル・アッディーンが既得のワクフ財の再建に尽力したことを示すと考察している。このようにして、アブディー・ベグ版不動産目録に収録されるワクフ財の多くが、14 世紀に確立することとなった³⁾。

- 1) サファヴィー朝成立以前のサファヴィー教団の概要については、Mazzaoui [1972] 参照。また、オバンは、13・14 世紀のイランの農村社会・土地所有について論じるための重要な情報源として、アルダビール文書、アブディー・ベグ版不動産目録、イブン・バズザーズ Ibn Bazzāz による聖者伝 *Ṣafwat al-Ṣafā* (1358 年成立) を挙げ、サファヴィー家の活動にも言及した [Aubin 1976–77: 82–93]。
- 2) 1333 年のワクフ文書については、Gronke が詳述する [Gronke 1993: 299–300]。詳しくは、本論集の解題を参照。
- 3) サフィー・アッディーンと彼の後継者たちのワクフ設定、サドル・アッディーンによるサフィー・アッディーン時代のワクフ設定の法的認証については、Gronke [1993: 297–299]。その概要および Gronke の見解については、本論集の解題に詳しい。なお、13 世紀以降、タブリーズを拠点として活動し、テュルク・モンゴル系支配層の尊崇を得て発展したクジュジー Kujujī 教団のワクフ文書を分析したヴェルナーも、サドル・アッディーン時代のサファヴィー教団では、同時期のクジュジー教団のシャイフ・ギヤース・アッディーン・ムハンマド Shaykh Ghiyāth al-Dīn Muḥammad (784/1382 頃没) が設定したような大規模なワクフは確認できないが、サドル・アッディーンは、父サフィー・アッディーンによるワクフ設定をカーディーたちに追認・証言させて、人々が修行場・廟へワクフを行うことを奨励したと概観する [Werner, Zakrweski and Tillschneider 2013; Werner 2015: 79]。

アブディー・ベグが不動産目録編纂のために参照した主要資料の一つが、サフィー廟に属する不動産の保全のために保管されていた12-19世紀の800点以上の古文書群、いわゆる「アルダビール文書」である。この文書群は、廟に関係する不動産の売買・賃貸・贈与・寄進などに関する文書、それらの不動産が修行場・廟のワクフ財やシャイフの私有財⁴⁾であることを同時代の支配層・行政機関が認めた命令書などから構成され、多数の研究が存在する⁵⁾。

従来、このアブディー・ベグ版不動産目録と初期のアルダビール文書を用い、モンゴル政権下のイラン社会の不動産所有、サファヴィー家と教団の社会経済活動に関する総体的分析、個々のアルダビール文書の翻刻・訳註・語釈などの文献学的研究、命令書や法文書の書式の解明が進められてきた。しかし、不動産目録に登録された個々のワクフ財の来歴に関する専論はなく、検討の余地が残る。

例えば、先行研究によると、目録とアルダビール文書には、一つの村(qarya)が、短期間に複数回、支配者によりシャイフや他者に付与された事例、法的な売買・贈与を通してシャイフや他者により獲得された事例、もしくは修行場のワクフとして設定された事例が散見される。本稿で分析するバルール村もその一例で、不動産目録によると、三度「ワクフ」として設定されたという。しかし、ワクフとは、原義的には、財産の所有権移転を「停止」し、その用益・収益を所定の対象のために永続的に使用することを指す[柳橋2012: 637-640]。そのため、通常は、同じ不動産が何度もワクフとして設定されることはない。先行研究は、その原因として、14-15世紀のイランにおける政治・社会情勢の混乱や支配層による不動産収益の収奪により、私有財・ワクフ財の維持が困難であったこと、

また16世紀後半、アブディー・ベグが不動産目録を作成した際、サフィー廟に保管された最古層の文書群は散逸していたことなどを挙げる[Aubin 1976-77: 91, 93-101; Gronke 1993: 298, 300]。筆者も、これらの要因が、廟の財産管理・不動産目録編纂の障壁となったと認識しているが、不動産目録のワクフ財の変遷を個別に精査することにより、一部の所有権の移転や寄進の事例については新たな解釈を導き出せる可能性があると考える。

そこで本稿では、不動産目録中の最古層のワクフ物件の一例として、アルダビール地方の郡部にあるバルール村を取り上げ、その概要と来歴について、特にどのような経緯によりサフィー廟に帰属するに至ったのか、現時点での仮説を提示したい。この村を選択した理由は、不動産目録に収録された最古層物件であるにもかかわらず、関連するアルダビール文書が4点確認されており、アブディー・ベグ版不動産目録の16-18世紀の写本3点⁶⁾と併用することにより、村の変遷を比較的長期にわたり再構成することが可能だからである。本稿では、バルール村に言及するアルダビール文書のうち、既刊の14世紀の命令書2点を使用する。

本稿の目的は、バルール村の変遷を辿ることにより、(1) サフィー・アッディーンとサドル・アッディーン父子が、同時代のイルハーン朝やチューパーン家の支配層による崇敬・庇護を背景に、修行場のワクフ財を集積し、教団の運営基盤を確立していく経緯について分析を深めること、そのために、(2) 当時のイラン社会における不動産の獲得の手段や所有・占有の実態について検討すること、そして(3) イルハーン朝の第9代君主アブー・サイード(在位1316-35)の死後、重臣のアミールたちが台頭し、チングス・ハーン家出身の統治者(khān)が乱立した14世

4) 当時の私有財(milk)に関する論考として、川本[1991]がある。

5) アルダビール文書の来歴・構成・現状・研究については、阿部[2020]に包括的な説明がある。

6) 不動産目録の写本3点[Abdi I; Abdi II; Abdi III]については、本論集の渡部論文を参照。

紀中盤の政治・社会情勢の一端を示すことにある。

1. バルール村の概要と史料

本稿で参照するバルール村に関する史料の一つは、アブディー・ベグ版不動産目録の「ハサン・バルール Ḥasan Bārū 村」の項目である(概要は[表1], 筆者によるテキストの校訂は[付録]参照)。後述の通り, この村の旧名がバルール村であった⁷⁾。その他の史料は, アルダビール文書のうち, イラン国立博物館に所蔵されている既刊の725/1325年と754/1353年の命令書2点である。1325年の命令書は, ヘルマンとデルファー, 1353年の命令書は, ヘルマンにより, 翻刻, ドイツ語の解題・訳注・語釈などの文献学的研究が発表されている⁸⁾。また, 両文書の基本情報はシェイホルホキヤマーイーによるアルダビール文書目録に掲載されている[Shaykh al-Ḥukamāyī 2009: 131b, r. 465; 119b–120a, r. 472]。

バルール村は, 現在のアルダビール州のハサン・バルールク Ḥasan Bārūq 村に相当し, アルダビールの都市から南西6 kmの位置に存在する[Aubin 1976–77: 96, n. 52; Gronke 1993: 310 n. 105; Farhang: 174a]。この村の名は, 過去に何度か変わった。先述の14世

紀の命令書2点, 未公開の753/1352年と15世紀前半の命令書には「バルール」という名で登場する⁹⁾。その後, アブディー・ベグ版不動産目録が作成された1570年頃には, 「ハサン・バルール」と呼ばれるようになっていた[‘Abdī I: 49b; ‘Abdī/Hidāyati: 175]。さらに不動産目録の17世紀の写本の欄外には, 「この[=本文を書いた]あとで, バルール村がハサン・バルールク Ḥasan Bārūq 村だということが判明した」という書き込みが存在するので, その頃までには現在の村名が定着していた[‘Abdī II: 92; ‘Abdī/Hidāyati: 161; Aubin 1976–77: 96]。村の生業については, 1325年と1353年の命令書2点より, 当時, 人頭税(al-iḥṣā’)のほか穀物税や家畜税(qūbjūr al-mawāshi)¹⁰⁾などが徴収されていたので, 住人が農耕や牧畜に従事していたことがわかる。

次に, 本稿で使用する3つの史料の概要を作成された年代順に確認する。まず, 最も古い史料は, イルハーン朝君主アブー・サイード治世の725年ラマダーン月21日/1325年8月31日に, 当時のディーワーンが, アゼルバイジャン地方のウージャーン Ūjān (夏营地)で発行した両面の命令書である。片面はウイグル文字モンゴル語, もう片面はペルシア語で記されており, ペルシア語面の通知先は, 「アルダビール [地方] の代官たち

7) アブディー・ベグ版不動産目録を分析したロトフィーによるワクフ財一覧中に, バルール村も記載されている [Luṭfi 2016: 126, 158, 228]。

8) Herrmann and Doerfer 1975b; Herrmann 2004: 146–151 and Abbildungen 78–81 (Urkunde XX)。1325年の命令書は, 次の和訳も参考になる [Šayḥ al-Ḥukamā’i・渡部・松井 2017: 109–110]。

9) これらの未公開のアルダビール文書2点も, イラン国立博物館に所蔵されている。一つは753/1352年発行の発令者不明の命令書で [Mūza’i Milli-i Irān. no. 25957; Shaykh al-Ḥukamāyī 2009: 131b, r. 537], マリク・アシュラフか, 彼の関係者が発令したと推定される。もう一つは, 838/1434年にティムール朝の第3代君主シャー・ルフ Shāh Rukh (在位 1409–47) が発令したとされる命令書である [Mūza’i Milli-i Irān. no. 25927; Shaykh al-Ḥukamāyī 2009: 131b, r. 507]。なお前者の発行年は, シェイホルホキヤマーイーによるアルダビール文書目録には713/1313年と記載されているが, 753/1352年の誤植である。

10) qūbjūr (クブチル税)とは, 元来は遊牧民に課される家畜税を指したが, モンゴルの支配地域の拡大により, 各地でさまざまな変容をとげて, 西アジアでは現金で納める人頭税という意味でも広く用いられた [cf. 本田 1991: 209–211, 286–290, 320]。1325年の命令書では, クブチルは家畜 (al-mawāshi) という語を付され, 人頭税と併記されていることより, 家畜税という意味で用いられていると解釈できる [cf. Herrmann and Doerfer 1975b: 326–327]。

表1 アブディー・ベグ版不動産目録のハサン・バルール村(旧バルール村)の項目

<p>① 村の地理情報 四囲と耕地</p> <p>旧名 来歴</p>	<p>アンダラーブの行政区 (khān) に属する。 隣接する村・水車・耕地の説明。 ◆典拠…カーディー・ファドル・アッラー・ウバイディー Faḏl Allāh 'Ubaydi の証書 (qabāla) 「ハサン・バルール村は、かつてはバルール村という名であった」 「三度、修行場に対する「ワクフ財」となった (sa martaba samt-i vaqfiyat bar zāviyayāfta)」</p>
<p>② イルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ設定」</p>	<p>◆典拠…イルハーン朝君主アブー・サイードの命令書 (nishān) ・発令者：アブー・サイード (?) ・発行日：728年サファル月8日/1327年12月24日 ・通知先：イルハーンの直属領の管理者たち (mutaşaddiyān-i injū) ・内容：アブー・サイードが「バルール村を、美德を持つ高位の御方、シャイフ・サフィー・アッディーンの子の食布と修行所の経費の費用として (dar vajh-i ikhrājāt-i sufra va khānqāh-i muridān) 定めている (muqarrar dāshtā im)。その地に介入するな」。</p> <p>◆典拠…「信頼できる文書1点」 (sanadī mu'tamad ilayhi) ・書き手：チューバーン家のタージュ・アッディーン・ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī Kay ・日付：不明 ・内容： 「バルール村を、スルターン・アブー・サイード・ハーンが、前述の聖なる位階の御方 [サフィー・アッディーン] の修行所のワクフとし (vaqf-i zāviya... namūda), その収益 (ḥāsil) は、[修行所に] 出入り [する者] の費用として使用されている (dar vajh-i ṣādir va vārid ṣarf mi-kunand)」。 バルール村が「ワクフとなる (vaqf shudan) 以前に、チューバーン・ベグのスーパーと食布の費用として (dar vajh-i āsh va sufra) 定められていたというアミールの子、チューバーン家のタージュ・アッディーン・ハサンの主張 (da'vi-i amirzāda-'i Taj al-Dīn Ḥasan beg-i Chūpāni) は無効 (bāṭil) である。 文書内容の違反者に対する呪詛文言 (la'nat-nāma) が付されている。 ・ハサン・ベグの書きつけ (nivišta) 「[村は] サフィー・アッディーンの子の修行場のワクフ (vaqf) である」 「※ Bā Akhī Kay の文書に書込まれていたか、独立した文書かは不明」</p>
<p>③ サフィー・アッディーンによる「ワクフ設定」</p>	<p>◆典拠…不動産目録のアルギル村の項目で言及される文書2点 ・727年ラマダーン月18日/1327年8月7日付の「ワクフ文書 (vaqfiya)」 [=後出の1337年収益分割文書で言及されているワクフ文書草稿の物件一覧] ・733年シャッワール月5日/1333年6月19日付の「ワクフ文書 (vaqfiya)」 [=1360年作成証書の物件一覧]</p>
<p>④ シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」</p>	<p>◆典拠…文書2点 ・737年ズー・アルヒッジャ月末日/1337年7月29日付のワクフ財収益分割文書 (qismat-nāma) : バルール村の全収益は、サドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイードに属する。 ・747年ズー・アルカーダ月1日/1347年2月13日付のシャイフ・アブー・サイードの「別のワクフ文書 (vaqfiya-'i alā-ḥida)」 彼は、村全体を修行場の「ワクフ」とした。村の収益 (maḥṣūl) は、修行場の諸経費に充当される。 彼は、村の穀物・地稅・諸稅からなる稅收 (ḥāsil) は、サフィー・アッディーンの子の在世中のワクフ設定時のディーワーンの規定通り、修行場の経費として使用されると、記した。 彼は、サドル・アッディーン様に対する過去のその [村の] 収益 (ḥāsil) について、一切権利を持たないと、承認した (iqrār kard)。</p>

表 2 1325 年発行のバルール村に関する命令書のペルシア語面

発令者	イルハーン朝のディーワーン
発行地	アゼルバイジャン地方のウージャーン (夏营地)
発行日	725 年ラマダーン月 21 日/1325 年 8 月 31 日
通知先	アルダビールの代官たち (nuvvāb), 徴税官たち (muṭaṣarrifān), アルダビール徴税区 (a'māl) のバルール村の村長 (ra'īs) と区長たち (kadkhudāyān)
指令	<ul style="list-style-type: none"> ・バルール村の諸税 (mutavajjihāt) の内訳 ・チャギルチャの息子ハサンに村を委ねたこと (sipārish karda ast)。 他者がハサンの業務に干渉するのを禁止すること。 ・村に不在の村民に村への帰還, 村での建設・耕作を指示。 ・イルハーンの直属領 (injū-i kabir) の徴税官による村の占有 (taṣarruf) を禁止。

表 3 1353 年発行のバルール村に言及する命令書

発令者	不明 (チューパーン家当主マリク・アシュラフ, または彼の関係者と推定される)
発行地	アゼルバイジャン地方の首邑タブリーズ (夏营地)
発行日	754 年ラジャブ月 7 日 /1353 年 8 月 8 日
通知先	文書冒頭部の欠損により不明
指令	<ul style="list-style-type: none"> ・「[..... は] 祝福されたる修行場のワクフ (vaqf) である」 ・「[.....] 地方の税収については (?) (az jam'-i vilāyat.....)」 「そしてその人々 (ānān) の徴税請負 (muqāṭa'a) [の範囲内] に入らず (dākhil nashuda), ディーワーンの筆と歩はその地から (qalam va qadam-i divān az ānjā) [引いておくように] (kūtāh va kashīda dārand),」 [= [某] 地方の税収は, ディーワーンが定めた徴税請負の対象外なので, [徴税官に] その地の徴税を禁止する。] ・アルダビール地域に存在するバルール村を含む複数の村・耕地は, ishān の世襲の (mawrūthī) amlāk なので, 他者による収益の取り立てや干渉を禁止する。 ・その地の農民に, いかなる経費 [の支払] も命じず, 前述のイスラームのシャイフ [サドル・アッディーン] の弟子たちの保障・尊重に努め, 都市・地方の繁栄や村民の保護を拒まず, 都市と地方の住人の庇護に努め, 弟子たちを援助せよ。

(nuvvāb), 徴税官たち (muṭaṣarrifān), その地の徴税区 (a'māl) のバルール村の村長と区長たち」である (Mūza-i Milli-i Īrān. no. 25884: 概要は [表 2] 参照)。指令の内容は, ①ディーワーンが定めたバルール村の諸税 (mutavajjihāt) の総額と内訳, ②従来, 様々な人々が村の税を占有してきたが, この度, 村は, チャギルチャ Chāghirchā の息子ハサン Ḥasan という人物に「委ねられたこと (sipārish karda ast)」, ③他者がハサンの業務に干渉するのを禁止すること, ④村に不在の村民は, 帰還し, 村での建設・耕作に従事すること, ⑤イルハーンの直属領 (injū-i kabir)¹¹⁾ の徴税官による村の占有 (taṣarruf) を禁止すること, などである。

二番目に古い史料は, 754 年ラジャブ月 7 日/1353 年 8 月 8 日に, アゼルバイジャンの首邑タブリーズ (冬营地) で発行されたペルシア語命令書である。この命令書の発令者と通知先は, 文書上部が欠損しているため定かではないが, 発令時期より, アブー・サイドの死後, アゼルバイジャン地方で実権を獲得した, 彼の重臣チューパーンの孫マリク・アシュラフ Malik Ashraf (758/1357 没), あるいはその一族・家臣などの関係者が発令したものと推定される (Mūza-i Milli-i Īrān. no. 25891: 概要は [表 3] 参照)。指令内容の冒頭部も失われているが, 修行場, サドル・アッディーン, 彼の弟子たちと関係があるバルール村を含むアルダビール地方の諸村の名

11) ここでは, injū は, イルハーンの直属領 (直属民を含む) を指すと考えられる。

が登場し、それらの不動産に対する徴税・干渉を禁止する趣旨の文言が記されている。

第三のアブディー・ベグ版不動産目録のハサン・バルール村(旧バルール村)の項目は、上述の命令書2点より200年以上遅れて編纂された。不動産目録は、本論集の解題で詳述される通り、アブディー・ベグが、16世紀後半にサフィー廟に保管されていた文書資料を調査し、廟の不動産と判断した物件の種類・名称、地理情報・四囲、来歴などをまとめた記録で、そこには、彼が必要とみなした範囲で、参照した文書の内容も引用される。ハサン・バルール村の項目では、先述の命令書2点への言及はないが、現在のところ現存が確認されていない14世紀の別の文書5点の内容が取り上げられている。無論、これらの文書情報は、文書原文の抜粋とは限らず、後世の人物アブディー・ベグによる解釈・表現が反映された記録だが、バルール村の変遷を再構成するための情報源の一つである。

ハサン・バルール村の項目の冒頭には、アブディー・ベグが調査した、目録編纂時の村の地理・四囲情報¹²⁾、村の旧名がバルールであること、そして村が「三度、修行場に対するワクフ財となった (sa martaba samt-i vaqfiyat bar zāviya.....yāfta)」ことが記され ([表1] ①参照)、続けて、彼がその根拠とした文書5点の内容がまとめられている。

まず、最初のイルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ設定」について、アブディー・ベグは、2点の文書の一部をそれぞれ根拠として提示する ([表1] ②参照)。第一の文書は、728年サファル月8日/1327年12月24日に、アブー・サイードが、イルハーンの「直属領の管理者たち (mutaṣaddiyān-injū)」に発令した命令書 (nishān) で、「バルール村」をサフィー・アッディーーンの「弟

子たちの食布と修行場の経費 (ikhrājāt-i sufra va khānqah-i murīdān)」に割当てたので、村への介入を禁じる内容であった。

一方、第二の文書 (sanadi) は、チューパーンの一族のタージュ・アッディーーン・ハサン・ベグ Taj al-Dīn Ḥasan Beg-i Chūpāni の代理人 Bā Akhī Kay が書いた日付不明の記録で、文書内容の違反者に対する呪詛文言 (la'nat-nāma) が付されていたという。この文書には、少なくとも、アブー・サイードが「村」をサフィー・アッディーーンの「修行所のワクフとし (vaqf-i zāviya...namūda)」したこと、村の収益が修行所に「出入り [する者] の費用として使用されている (dar vajh-i ṣādir va vārid ṣarf mī-kunand)」こと、ハサン・ベグが、「村」は「ワクフとなる (vaqf shudan) 以前に、チューパーン・ベグのスープと食布の費用として (dar vajh-i āsh va sufra) 定められていた」と主張 (da'vī) したが、それは無効 (bāṭil) であることが記載されていた。さらに、アブディー・ベグによると、ハサン・ベグ自身が記した、「村」は「サフィー・アッディーーンの修行場のワクフである」という書きつけ (nivishta) も伝存していたが、この文言が Bā Akhī Kay の文書に書き加えられていたのか、別の独立した文書であったのかは不明である。

次に、二度目のワクフ設定について、アブディー・ベグは、サフィー・アッディーーンが村を「すべてワクフとなさった (bi-tamām vaqf farmūda and)」と記し、その根拠として、不動産目録のアルギル Alghir 村の項目で言及されている727年ラマダーン月18日/1327年8月7日付と733年シャッワール月5日/1333年6月19日付の「ワクフ文書 (vaqfiya)」を挙げている ([表1] ③参照)。この2点の文書については、グロンケが詳し

12) 四囲の情報の出典として、カーディー・ファドル・アッラー・ウバイディー Fazl Allāh 'Ubaydī が書いた証書 (qabāla) への言及がある。この証書は、先述の1360年に作成されたサフィー・アッディーーンのワクフを認証する文書を指すと考えられる。

い分析を行い、前者をサフィー・アッディーンの「ワクフ文書の草稿」¹³⁾、後者を「ワクフ文書」と位置づけている。グロンケによると、この2点の文書は、アブディー・ベグが不動産目録を作成する以前に散佚していた可能性が高く、彼が参照した文書は、アルギル村の項目で引用される、(1) ワクフ文書草稿の内容にもとづき作成されたという737年ズー・アルヒッジャ月末日/1337年7月29日付のワクフ財収益の「分割文書 (qismat-nāma)」と、(2) ワクフ文書の内容にもとづき作成されたという761年ズー・アルカーダ月/1360年9-10月付の「証書 (qabāla)」¹⁴⁾であるという。そして、前者の分割文書は、1333年のサフィー・アッディーンのワクフ財収益を、彼の4人の息子、サドル・アッディーン、シャラフ・アッディーン・イーサー Sharaf al-Din 'Īsā, アラー・アッディーン・マンスール 'Alā' al-Din Manṣūr, そしてシャイフ・アブー・サイード Shaykh Abū Sa'īd に分配することを規定した内容であった¹⁵⁾。後者の証書については、本稿の「はじめに」でも言及した通り、1333年のサフィー・アッディーンのワクフ設定と、彼が管財人をサドル・アッディーンと指定したことを認証する内容である。

最後に、アブディー・ベグは、三度目のサフィー・アッディーンの息子シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」について、文書2点にもとづき言及している([表1] ④参照)。第一の文書は、上述のワクフ財収益の分割文書で、バルール村の全収益は、サドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイードに属すると定められていた。第二の文書は、747年ズー・アルカーダ月/1347年2月13日付のシャイフ・

アブー・サイードによる「別のワクフ文書 (vaqfiya-'i 'alā-ḥida)」で、その内容は以下の通りであった。(1) 彼が、「バルール村全体 (tamāmi-i qarya)」を修行場に対する「ワクフとした (vaqf namūd)」こと、その村の収益 (maḥṣūl) は、修行場の諸経費に充当されること、(2) 村の穀物・地稅・諸稅 (kharāj va rusūm) からなる稅収 (ḥāṣil) も、サフィー・アッディーンがワクフ設定 (vaqfiya) を行った1333年当時のディーワーンの規定 (shurūṭ-i divān-i a'lā) に従い、修行場の経費に充てられること、(3) 彼は、サドル・アッディーンのための過去の村の収益について全く権利を持たないことを承認 (iqrār) すること。

2. バルール村の変遷に関する先行研究

バルール村の変遷は、主に、①ヘルマンらによる14世紀発行の命令書2点の研究 [Herrmann and Doerfer 1975b; Herrmann 2004: 146-151 and Abbildungen 78-81 (Urkunde XX)], ②13-14世紀のモンゴル統治下のイラン社会の土地所有に関するオバンの研究 [Aubin 1976-77], ③13-14世紀のイラン北西部の地域社会とサファヴィー教団の社会経済活動に関するグロンケの研究 [Gronke 1993] で言及されている。次に、村の変遷に関する三者の見解をまとめる。

まず、ヘルマンは、イルハーン朝君主アブー・サイードの治世1325年のディーワーンの命令書にもとづき、当時、村は「ディーワーン地」であったと考察した [Herrmann and Doerfer 1975b: 323, 326; Herrmann 2004: 148]。その後、サフィー・アッディーンのワクフ文書草稿が作成された1327年8

13) ワクフ文書草稿 [Abdi I: 39b-42a; Abdi II: 87-93; Abdi III: 86-92] とそれに関するグロンケの見解 [Gronke 1993: 300] については、本論集の解題で説明されている。

14) この証書については、本稿の「はじめに」と注3も参照。

15) ワクフ財収益分割文書 [Abdi I: 42a-42b; Abdi II: 93-95; Abdi III: 92-94] と、それに関するグロンケの見解 [Gronke 1993: 300] については、本論集の解題で説明されている。

月7日までに、不動産目録が伝えるように、アブー・サイドが「村」を教団の「ワクフとし」、1333年にサフィー・アッディーンが再び村を教団のワクフとして設定したが [Herrmann 2004: 148]、1353年の発令者不明の命令書が発行された時点では、村は「サドル・アッディーンの弟子たちの世襲の私有財 (amlāk-i mawrūthi-i ishān)」で、教団が所有していたと、みなす [Herrmann and Doerfer 1975b: 323; Herrmann 2004: 147]。

一方、オバンは、まず、ヘルマンの研究を参考に、村はイルハーン朝の「ディーワーンに属していた」が、1325年8月31日にチャギルチャの息子ハサンに「譲渡」されたと解釈した。さらに、不動産目録にもとづき、以下のように考察している。その後 (?), 「村」は「スープと食布の費用」、つまり食費として、アブー・サイドの重臣チューパーンにより「獲得」されたが、1327年にチューパーンが失脚すると、サフィー・アッディーンに「譲渡」された。そして、この年の8月7日付の彼の「ワクフ財一覧」(本稿におけるワクフ文書草稿の物件一覧)に収録され、12月24日付のアブー・サイドの命令書により、イルハーンの直属領の管理者たちは、今後、バルール村は修行場の経費に割当てられるので、村に干渉しないようにと通知された。なお、オバンは、ヘルマンとは異なり、アブー・サイドが修行場に対して「村」を「ワクフとした」という不動産目録の記述を採用していない。また、その後、時期は不明だが、チューパーンの「息子(あるいは男系子孫)」タージュ・アッディーン・ハサン・ベグが、チューパーンが有した村に対する権利を主張したが、撤回したとする [Aubin 1976-77: 96]。

これに対し、グロンケは、オバン同様に、1325年に、バルール村はチャギルチャの息子ハサンに与えられたと解釈し、1327年12月のイルハーン朝君主アブー・サイドの命令書にもとづき、アブー・サイドが

「村」を修行場の「ワクフとした」とみなす [Gronke 1993: 310]。村に対する権利を放棄したチューパーン家のハサン・ベグについては、チューパーンの孫シャイフ・ハサン(小ハサン)に同定している [Gronke 1993: 310-311, 384]。その後、1333年のワクフ文書により、サフィー・アッディーンが村全体をワクフとして設定し、1327年のワクフ文書草稿と1337年のワクフ財収益の分割文書により、バルール村のワクフ財の全収益が、サドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイドに分割され、サドル・アッディーンが内容の変更を禁じる文言を記入した [Gronke 1993: 300, 325]。さらに、1347年2月13日付の「ワクフ文書」により、シャイフ・アブー・サイドも、「村全体を修行場のワクフとした」。グロンケは、サフィー・アッディーンの死の数年後に分割文書が作成されたのは、彼の息子たちの間で財産争いが生じたためであり、サドル・アッディーンがシャイフ・アブー・サイドの村に対する権限の要求を封じるために、彼に「ワクフ設定」を勧めたと推察している [Gronke 1993: 300, 325-326]。なお、彼女も、ヘルマン同様、1353年には、村は「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であったと解釈した [Gronke 1993: 325-326]。

上述の先行研究の見解には、イスラーム法に矛盾する点がいくつか認められる。

(1) ヘルマンとグロンケは、不動産目録にもとづき、バルール村が、イルハーン朝君主アブー・サイド、サフィー・アッディーン、彼の息子シャイフ・アブー・サイドの3名により、1325-27年頃、1333年、1347年に、三度「修行場のワクフ財となった」とみなした。しかし、先述のとおり、このような短期間に、同じ物件が3人の異なる人物によりワクフとして設定されたとは考え難い。

(2) 先行研究によると、「バルール村」は、1325年時点で「ディーワーンに帰属」していたが、その後、数回、数人の個人に「譲渡」

されたのち、修行場のワクフとして設定され、1353年時点では「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であった。しかし、先述の通り、ある土地がワクフ財となった時点で、その所有権の移転は停止される。また、不動産目録中の1347年のシャイフ・アブー・サイードの「ワクフ設定」の直後にも記載されているように、「ワクフは売却されず、贈与されず、相続されない」。ワクフ地が、短期間で「私有財」・「世襲地」とみなされる状況は、原則からは外れている。村が、シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」から6年後の命令書で「世襲の私有財」と記されたと解釈するためには、その背景を提示する必要がある。

(3) ヘルマンとグロンケは、バルール村が1353年時点で「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であったと解釈したが、1333年にサフィー・アッディーンが村を修行所のワクフとして設定したことより、その当時、村は彼の私有財 (milk) であったと考えられる。1337年のワクフ財収益分割書によると、村の収益は、彼の息子たちサドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイードに分配されたので、村は、事実上、サフィーから彼の息子たちに「世襲」されたことになる。さらに、1347年には、シャイフ・アブー・サイードが村を「ワクフとして設定」したわけで、そのわずか6年後の命令書で、村が「弟子たちの世襲の私有財」と称されたと解釈するのは、難しいだろう。

先行研究の見解に、このような矛盾が見出されるのは、バルール村に関連する諸史料の記述を概ね字面通りに受け入れているためである。しかし、14世紀に発行された行政上の命令書も、不動産目録も、法文書ではないため、これらの史料中の「ワクフ」や「世襲の私有財」という言葉は、法的に認証された表現ではないことに注意を払うべきである。

また、アブディー・ベグの不動産目録編纂の目的は、サフィー廟のワクフ財の証明であった。グロンケが明らかにしたように、彼は、正確には、ワクフ文書ではない証書類も「ワクフ文書」と記録しており、文書に「ワクフ」と記載されている物件は、すべてワクフ財とみなした可能性がある。さらに、オパンが指摘したように、不動産目録には単純な誤記が散見される [Aubin 1976-77: 97, n. 59]。これらの点に注意しながら、史料の表現を解釈していく必要がある。次節以降、このような不動産目録・命令書の特性を踏まえ、叙述史料・簿記術指南書などの歴史上の人物や財務に関する記述と照合しながら、バルール村の変遷を再考する。

3. サフィー・アッディーン時代の バルール村 (1334年以前)

3.1 イルハーン朝期 1325年発行命令書の バルール村

1325年の命令書のペルシア語面上部には、当時、イルハーン朝のディーワーンが村に課していた税の総額と内訳が記載されている。その総額は136.5ディーナールで、そのうち現金による徴収額は56.5ディーナール [内訳：人頭税42ディーナール、家畜税10ディーナール、建設費¹⁶⁾ 4.5ディーナール]、穀物¹⁷⁾ による徴収額は80ディーナール [内訳：穀物の総量が40タガール (taghār), 1タガール当たりの価格は2ディーナール] であった。ヘルマンは、穀物により徴収された税額の下位の説明を「正税 (al-māl) と取り分 (al-bahracha), 10分の2 (bil-dah du) で、40タガール」、すなわち正税と取り分の合計が、村の収穫高の10分の2で、計40タガールであったと解釈している。また、「取り分」については、彼が分析した同時代のアルダ

16) ここでは、村の城壁・堰・橋などの公共建築の工事費を指す [Herrmann and Doerfer 1975b: 329]。

17) 穀物の総量は40タガール (taghār)。1タガール当たりの価格は2ディーナール。タガールは重量単位で、14世紀前半は約83.3 kgに相当した [本田 1991: 339]。

ピール文書の命令書に散見される *bahra* と同義で、村の「所有者の取り分」、すなわち、「私有地 (*milk*) の毎年の収入・収穫物のうち、土地所有者が獲得する権利を持つ分」という意味で用いられているとみなした¹⁸⁾。そして、土地所有者の「取り分」が、ディーワーン税の総額に含まれていることより、村は過去に私有財 (*milk*) であったが、この当時は「ディーワーン地」で、ディーワーンの所有下にあったと判断している [Herrmann and Doerfer 1975b, 326; Herrmann 2004: 148]。オバンも、当時のイラン社会で、不動産の私有権の維持が困難であったことを示す事例の一つとして、バルール村の変遷に触れ、ヘルマンの分析を参照し、当初、村は「ディーワーンに帰属していた」とみなした [Aubin 1976-77: 96]。ただし、この見解を証明するには、ディーワーンがほかの不動産に課した諸税の内訳に、過去の「所有者の取り分」が残された事例を見出す必要がある。

そこで、次に、ヘルマンらの見解とは異なり、当時、村が、私有財であった可能性を検討してみる。まず、(1)「取り分 (*al-bahracha*)」は、ヘルマンが指摘したように、当時の文書には「所有者の取り分」の意味で頻出する。しかし、チューパーン家と同様、イルハーン朝の重臣の出自であったジャラーイル朝のアルダビール文書を分析したシェイホルホキヤマーイー、渡部良子、松井太らは、「取り分」という語彙が、ディーワーンの「取り分」、つまりディーワーンに納める諸税の一種として用いられた事例を紹介している [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 84-85]。すなわち、同王朝の君主シャイフ・ウワイス Shaykh Uways (在位 1356-74) が 761/1360 年に発行した、アルダビールの西方の諸村の税に関する命令書には、「ディーワーンの正税・付加税・諸税 (*māl va*

mutavajjihāt va ḥuqūq-i divānī)、これまで取り分 (*bahra*)、その他としてディーワーンに届けていたものは何でも」という記述が見える [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 76-77, 84]。このようにディーワーンの税目と列記される「取り分」が、「過去の所有者の取り分」ではなく、ディーワーン税の一種であったとすれば、バルール村の税収の「取り分 (*al-bahracha*)」も税目で、1325 年時点で、村がディーワーン税を課された私有財であった可能性が生じる。

もう一つの仮説として、(2) 例えば、穀物による税収額の内訳を、「正税 (*al-māl*) と [所有者の] 取り分 (*al-bahracha*)、10 に対して 2 で、40 タガール」、すなわち正税と取り分の割合が 10 対 2 で、正税が 40 タガールであったと解釈すれば、「取り分」は税収に含まれていなかったと考えることも可能となる。この場合、ディーワーンが割合を提示したのは、税額が正しく徴収されるためであったと説明できよう。ただし、この解釈を立証するためには、この命令書のように、ある土地に対するディーワーン税の一覧に、土地所有者の取り分が併記された他の事例を見出す必要がある。

また、オバンは、この命令書にもとづき、村が、チャギルチャの息子ハサンに譲渡されたと考察したが [Aubin 1976-77: 96]、筆者は別の解釈が可能であると考え。命令書のペルシア語面の 5-6 行目によると、「(村の税収を) 今まで誰もが道理なく自分の心のままに占有 (*tašarruf*) してきた」が、「今、裏面の金印が捺された勅書 (*yarligh-i altūn tamghā'-i zimn*) により、その地はチャギルチャの息子ハサンに委ねられた」という。命令書のペルシア語面の裏面とは、すなわちモンゴル語面の勅書を指す。ハサンは、この勅書により、村に関する何を委ねられたのだら

18) この穀物税 10 分の 2 という税率の解釈が正しいと仮定すれば、10 分の 1 は、イスラーム法において私有地に課される喜捨 (*zakāt*) としてのウシュル (*'ushr*) 税 (10 分の 1 税) [川本 1991: 68] に由来する配分で、残りの 10 分の 1 が所有者の取り分と推定できよう。

うか。命令書のペルシア語面 7-9 行目には、ハサンの業務について、「その地 (=村) の農民を守り、いかなる者にもその地を帰属・占有させぬように」、「その(地の) 諸税を徴収し、大ディーワーン (divān-i kabīr)」、すなわちイルハーン朝のディーワーン「から割付がなされた時に、その額を届けられるよう保管しておくように」とある。これに対し、モンゴル語面の 15-19 行目には、「誰であれ力をふるうな。彼らの税 (mal) をその通り保管しているように。大ディーワーン (yeke divan) から割付 (avala) としたものは、決まり通りに届けているように」と記されている [Herrmann and Doerfer 1975b: 341-346; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017: 110]。これらの内容より、ハサンは村の「徴税官 (mutašarriḥ)」の業務と管理を委託されたと解釈するのが妥当だろう。

最後に、この命令書がサフィー廟に保管された経緯について、仮説を示す。不動産を獲得した者は、その物件の前所有者から、過去の売買・贈与文書や、徴税に関する行政文書を入手するのが慣例であったので、サフィー・アッディーンも村を獲得した際に、村の前所有者から関連文書を入手したのだろう。この命令書にハサンが登場することより、彼が、村の前所有者、あるいはそれ以前の所有者であった可能性が高い。たとえ、この命令書が発行された時点で、ハサンが村の所有者ではなかったとしても、その後、ハサンが村を獲得したということだろう。現時点では仮説の域を出ないが、命令書のディーワーン税の内訳に、本税と所有者の「取り分 (al-bahracha)」の割合が明記されたという先述の解釈が正しいならば、徴税官に任命されたハサンは、もとより村の所有者で、彼が税を正しく支払うように、ディーワーンが割合を提示したと考えられる。その他に、この時点

で、サフィー・アッディーンが村の所有者で、後出のイルハーン朝の君主アブー・サイドによる「ワクフ設定」の際に、この命令書を証拠として譲り受けた可能性もあるが、それを裏づけるためには、教団が、支配層によるバルール村以外の物件の「ワクフ設定」に際し、それ以前の命令書を譲り受けた事例を見出す必要があるので、先の説に比べて、蓋然性はやや低い。

3.2 イルハーン朝君主アブー・サイドによる「ワクフ設定」(1327年)

先述の通り、不動産目録のハサン・バルール村、すなわち旧バルール村の項目の冒頭には、村は三度、「修行場に対するワクフ財となった」とあり、最初にイルハーン朝君主アブー・サイドが村を「ワクフとした」と説明されている。そして、その根拠として、1327年12月24日発令のアブー・サイドの村に関する命令書の一部と、彼の重臣チューパーン一族タージュ・アッディーン・ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī Kay により作成された、ハサン・ベグの村に関する権利放棄の文書の内容が引用されている。

アブディー・ベグが、アブー・サイドにより村の「ワクフ設定」が行われたと判断したのは、Bā Akhī Kay の文書に、「バルール村を、スルターン・アブー・サイドが前述の聖なる位階の御方 [=サフィー・アッディーン] の修行場のワクフとし」と記載されており、また、ハサン・ベグ自身が書いた、「シャイフ・サフィー・アッディーンの修行場のワクフである」という文言が存在したためだと考えられる。不動産目録には、もとの文書の表現が一字一句たがわずに引用されているわけではないので¹⁹⁾、アブディー・ベグ自身の理解にもとづき、表現に変更が加えられた可能性はある。しかし、彼はサフィー廟

19) 例えば、14世紀の命令書では、修行場は zāviya と記載されることが多いが、不動産目録に引用された1327年のアブー・サイドの命令書の抜粋では、khānqāh と記載されており、アブディー・ベグが表現を変更した可能性がある。

のワクフ財の証明を意図し、「ワクフ設定」に関する記録に注目していたので、「ワクフ」という言葉が、文書中でも使用されていたのだろう。また、アブー・サイドの命令書の原文に、「ワクフ」に関する言及が存在した可能性も否定はできない。

ヘルマンとグロンケが、アブー・サイドによる村の「ワクフ設定」について、不動産目録の記述を字面通りに解釈しているのに対し、オバンは、特に理由は述べていないが、この「ワクフ」には全く言及していない。彼は、チャギルチャの息子ハサン「のあとで(?)」、チューパーンが、「村」を食費として「獲得」し、1327年に彼が失脚すると、「村」はサフィー・アッディーンに「譲渡」されたと解釈し、同年8月に、彼の「ワクフ財一覧」(ワクフ文書草稿)に含められ、12月24日に、アブー・サイドが、直属領の管理者達に対して村に介入しないよう命じたとみなしている [Aubin 1976-77: 96]。不動産目録によると、アブー・サイドの命令書には「バルール村を、学識ある高位の御方、シャイフ・サフィー・アッディーンの子孫たちの食布と修行所の経費の費用として定めている」と記載されていた。この一連の経緯について、グロンケは、村の名がサフィー・アッディーンの子孫のワクフ文書草稿に記載されたのに、アブー・サイドによる命令書の発行が、その4ヵ月後となった原因は不明だと指摘している [Gronke 1993: 310 n. 106]。

グロンケが提示した「4ヵ月の遅れ」は、何を意味するのだろうか。サフィー・アッディーンの子孫のワクフ文書草稿の日付、8月7日は、チューパーンの長男ディマシュク・ハージャ Dimashq Khvāja がアブー・サイドの家臣により殺害された727年シャッワール月5日/1327年8月24日の17日前である。この事件を契機に、アブー・サイドは、チューパーンと彼の一族の排除に着手し、アブー・サイドの軍に追われたチューパーンはヘラートのカルト朝(クルト朝：

1245-1389)に逃がれたが、そこで727年ムハッラム月初め(1327年11月後半)に殺害された [Spuler 1984; Melville and Zaryāb 1991; Melville 1992; Melville 1994; May 2016]。ワクフ文書草稿が作成された頃には、既にチューパーンとアブー・サイドの関係が悪化していた可能性はあるが、この時点で、アブー・サイドがチューパーンの「食費」である「村」を没収し、修行場に付与したと判断するには、根拠が乏しい。一方、アブー・サイドの命令書がチューパーン殺害の翌月に発行されたのは、単なる偶然なのだろうか。また、サフィー・アッディーンがワクフ文書草稿を作成した時点で、村は彼の私有財となっていたと考えられるが、ワクフ設定は1333年6月のワクフ文書により法的に成立したので、通常ならば、それまで村は彼の私有財であったはずである。果たして、不動産目録が伝えるように、アブー・サイドが「弟子たちの食布と修行場の経費」と定めたのは、「村」だったのだろうか。

これらの問いの参考になるのは、アルダビール文書に属する14世紀後半のジャラーイル朝君主シャイフ・ウワイスの命令書である。例えば、ヘルマンが分析した、759年ズー・アルカーダ月13日/1358年10月17日発行の命令書には、毎年、ディーワーンによるハーニビリー Khānibīlī 地方の本税・付加税のうち1,000ディーナールが、サドル・アッディーンの子孫たちにイドラール (idrār) として給付されていたことが記されている [Herrmann and Doerfer 1975a]。また、シェイホルホキヤマーイーおよび渡部・松井らが解説した、発行年不明の命令書断簡によると、ディーワーンが某地域に課した正税・付加税のうち4,000ディーナールが、修行場のイドラールとして支払われていたという [Šayḥ al-Ḥukamā'i・渡部・松井 2017: 58-65]。イドラールとは、毎年、君主がウラマー、シャイフ、サイイドなどに支給する給付金で、原則的には、ディーワーンにより定額の現金が

支払われていた。この当時のイドラールは、受給者に対して所定の地所の徴税権を授与し、いわば「相殺」する形で支給されており、その受給権は、相続や売買により譲渡の対象とされることもあった〔岩武 1998; Šayḥ al-Ḥukamā'i・渡部・松井 2017: 64, 81-82, 103-108〕。

イルハーンも、所定の地所のディーワーン税の徴税権・給付権を、イドラールを含む様々な名目で人々に付与していたことは、当時の歴史書や簿記術指南書などより知られるところである²⁰⁾。例えば、14世紀初めに、イルハーン朝の宰相ラシード・アッディーンが編纂した『集史』[*Jāmi*]に引用されている、第7代君主ガザン Ghāzān (在位 1295-1304) のディーワーンの諸税に関する勅書 (yarliḡh) には、「同様に、后妃たち・王子たちとアミールたちに与えられ、またイクターとして軍隊に委ねられ、そして我ら [=ガザン] が、宿駅費 (yām-hā)²¹⁾・給与 (marsūmāt)・減免 (musāmaḥāt)・采邑 (iḥtisābiyāt)・下賜 (in'āmāt)・イドラール (idrārāt)・喜捨 (ṣadaqāt)・ワクフ (awqāf) の費用として、各人に占有 (taṣarruf) させている各地方 (har vilāyat) においても、各地所に、租税規定 (qānūn) に従い掲示板を置き。上述の占有者たち (mutaṣarrif) が、自らの心のままにディーワーンの諸税を多く徴取しないように」[*Jāmi*/'Alizāda: 475;

Jāmi/'Jahn: 266]とあり、「ワクフ」が各地の税収を人々に充当する費目の一つとして、イドラールやイクター等と併記されている。また、アブー・サイードの死後、1340年代に成立した簿記術指南書『会計大全』[*Ḥisāb*]でも、「ワクフ」はイドラールなどの費目とともに、各地の税収に割当てて支出する通常経費の範疇に含まれている [Ḥisāb: 31, 32, 34, 35, 50; cf. 渡部 2015: 55]。

これらの史料より、少なくともイルハーン朝期には、所定の土地の税収を「ワクフ」として割当てた慣例が存在したことは確かである。チューバーン家のハサン・ベグと Bā Akhī Kay は、アブー・サイードが村の税収を「サフィー・アッディーンの弟子たちの食布と修行所の経費の費用」として「ワクフ」の名目で修行場に付与した行為を、「ワクフ」と判断した可能性がある。アブディー・ベグが引用したアブー・サイードの命令書の文言には、「ワクフ」として定めたという表現はないので、当時、このような行為が「ワクフ」とみなされていた可能性もある²²⁾。先述のように持続的な需給が可能なイドラールの名目で割り当てられていた可能性も否定できない²³⁾。この種の「ワクフ」については、ほかの事例を踏まえて、さらに検証する必要がある。

いずれにしても、アブー・サイードが修行場に付与したのは村の税収で、それ以前は、

20) 13-14世紀の簿記術指南書の詳細は、近年、渡部により明らかにされている [渡部 2011; 渡部 2015]。

21) *Jāmi*/'Jahn: 266, n. 5.

22) 766年ジュマダー・アルウラー月 24日/1365年 2月 16日付のシャイフ・ウワイスの王子シャイフ・アリーに命書によると、アルダビール郡部のダーラーバード Dārābād 村の収益は、シャイフ・ウワイスにより「修行場の食布の費用として (dar vajh-i supra-i zāviya)」授けられていた [Herrmann 2004: 162-163 and Abbildung 90-94 (Urkunde XXIII)]。アブディー・ベグは、この命令書にもとづき、不動産目録のダーラーバード村の項目で、「ダーラーバード村: ジャラーイル家のスルターン・ウワイスの息子、王子シャイフ・アリーに命書は、以下の通り「前述の修行場の食布の費用として支出するように」、[村は] その [=修行所の] ワクフ財 (vaqfiyat) であることを示す [dāl bar vaqfiya-i ān ast]」と記し、村を「ワクフ財」と判断している [*Abdi I*: 52b]。

23) 岩武は、イドラールが実質的に「ワクフ」に組み込まれることがあったと考察している [岩武 1998: 83-89]。また、シェイホルホキヤマーイーおよび渡部・松井らは、サドル・アッディーンの時代のサファヴィー教団でも、修行場の弟子たちのイドラールが「ワクフ」に組み込まれていたと読み取れる形跡が認められることを指摘した [Šayḥ al-Ḥukamā'i・渡部・松井 2017: 58, 64-65; 81-82]。この種の「ワクフ設定」についても、さらに実例をあつめて検証する必要がある。

チューパーンに給付されていたと解釈すれば、グロンケが指摘した「4ヵ月の遅れ」は解消する。すなわち、サフィー・アッディーンが村を獲得し、1327年8月末にワクフ文書草稿に記載した後、アブー・サイードが、11月後半のチューパーン殺害を踏まえ、村の税収を、サフィー・アッディーンの弟子たちと修行場の経費として付与し、実質的に税を免除したと考えられる。ハサン・ベグがその権利を主張し、最終的に放棄したのも、村の税収の受給権であったと考えられる。

このようにして、村の税収が修行場に帰属することとなったので、先に分析した1325年のディーワーンの命令書は、村のワクフ財収益のほかに、税収を証明するための証拠書類としての機能も果たすことになり、長く修行場に保管されていたのだろう。また、先に指摘した通り、チャギルチャの息子ハサンは、1325年にディーワーンから村の徴税業務を委ねられたと考えられるので、彼の在任期間とチューパーンが村の税収を支給された期間は重なっていた可能性もある。

ところで、オバンは、ハサン・ベグをチューパーンの「息子（あるいは男系子孫）」と解釈し、権利放棄の文書が書かれた時期は、サフィー・アッディーンの生前か、ハサン・ベグがアゼルバイジャン地方を事実上統治した時期²⁴⁾か、確定できないと述べている [Aubin 1976-77: 96, n. 53]。彼は、グロンケと同様、ハサン・ベグを、イルハーン朝君主アブー・サイードの死後にアゼルバイジャン地方で実権を獲得したチューパーンの

「孫」シャイフ・ハサン、通称「小ハサン」Shaykh Ḥasan Kūchikに同定したのだろう。

シャイフ・ハサンは、チューパーンの息子テムルタシュ Timūrtāsh の息子で、717/1317-18年頃に生まれた。チューパーンの失脚に伴い、父テムルタシュが任地のルーム地方からマムルーク朝へ逃亡した後も、ルーム地方に滞在した。そして1335年のイルハーン朝君主アブー・サイードの死後、父テムルタシュの家臣の支持を得て、738/1338年にジャラーイル部出身のアミール、シャイフ・ハサン、通称「大ハサン」Shaykh Ḥasan Buzurg (757/1356没)に勝利し、アゼルバイジャン一帯で実権を獲得したが、744/1343年に妻イッザト・マリク 'Izzat Malik により殺害された。シャイフ・ハサンの活動年代より、彼が不動産目録に登場するハサン・ベグに相当すると考えられる²⁵⁾。ただ、彼のラカブは、同時期のアラビア語人名辞典では言及されておらず [cf. *Wafī*: 315; *A'yān*: 192-193], 16世紀のイブン・カルバライー Ibn al-Karbalā'ī のタブリーズの墓所便覧では、別の人物の項目にアラー・アッディーン 'Alā' al-Dīn と記載されている [Rawzāt: 44]。ハサンという名で、タージュ・アッディーンというラカブを有したと伝えられる同時代のアミールといえ、先述のジャラーイル部のシャイフ・ハサンである [Shaykh: 78b-79a, 80a, 81a-82b, 83b]。二人が同名であったため、不動産目録編纂時に、ラカブが取り違えられたのだろう。また、ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī

24) オバンは、ハサン・ベグがアゼルバイジャン地方を事実上統治した時期を1336-8年と1338-43年とするが、チューパーン家のシャイフ・ハサンがアゼルバイジャン地方で実権を掌握した期間は後者の時期である [Melville and Zaryāb 1991; May 2016]。1336-8年に勢威を奮ったのは、チューパーン家と同じくイルハーン朝の重臣の家系に属し、チューパーン家の失墜後、アブー・サイードの最も有力なアミールとなったジャラーイル部のシャイフ・ハサン（大ハサン）である [Melville 1999: 53-59; Jackson 2008; Wing 2016: 85-88]。

25) *Guzida*: 620; *Majma'*: 310-313; *Shaykh*: 82b-84b。なお、チューパーンの長男もハサンという名であった。彼は、1927年に父が失脚した際、ジョチ家のハーン、ウズベグ Uzbek (在位1313-42)のもとに亡命し、後に戦死したので [Shaykh: 78a], ハサン・ベグである可能性は低い。チューパーン家全般については、[Nab'ī 1973 or 1974; Melville 1991; Melville and Zaryāb 1991; Melville 1994; Melville 1999: 2-42, 69, 73; May 2016; Wing 2016: 86-93, 102-107; 志茂 2013: 673-681]。

Kay の名の表記は写本間で揺れがある。16 世紀後半の写本では、語頭の文字に点が付されておらず、本来の綴りは明白ではなく、人物の特定は困難である²⁶⁾。

なお、オバンの指摘通り、ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī Kay により文書が作成された時期は明白ではない。小ハサンが、アゼルバイジャン地域で実権を掌握した時期であった可能性もあるが、不動産目録には、ハサン・ベグと Bā Akhī Kay が、「村」はサフィー・アッディーンの修行場の「ワクフ」と記していたとあるので、サフィー・アッディーンの前年に起草された可能性もある。1343 年の小ハサンの死後は、彼の兄弟マリク・アシュラフが、758/1357 年までアゼルバイジャン一帯で覇権を獲得し、サドル・アッディーン私有財や修行場のワクフ財への干渉を禁止する命令書を発行している [ex. Herrmann 2004: 152–156 and Abbildung 82–84 (Urkunde XXI)]。

3.3 サフィー・アッディーンによるワクフ設定 (1333 年)

第二のサフィー・アッディーンによるワクフ設定は、先述の通り、1333 年に成立した。不動産目録のバルール村の項目には、その根拠として、1327 年のワクフ文書草稿と 1333 年のワクフ文書が取り上げられている ([表 3] ④参照)。

このワクフ文書草稿にもとづき、1337 年に、サフィー・アッディーンの子 4 人の息子にワクフ財収益を分配する分割文書が作成された。この分割文書の内容は、1333 年のワクフ文書の規定と基本的には矛盾しなかったはずである。サフィー・アッディーンによる 1333 年の修行場に対するワクフ設定は、彼の息子たちも受益者に指定されており、いわゆる「家族ワクフ (waqf ahli)」[柳橋 2012:

642–644] としての性質も有していたと考えられる。この分割文書には、バルール村のすべてのワクフ財収益が、サドル・アッディーンと兄弟シャイフ・アブー・サイドに帰属すると記載されており [Gronke 1993: 300; 'Abdī I: 42a; 'Abdī II: 94; 'Abdī III: 93], そのことは、先述の通り、不動産目録のバルール村の項目でも言及されている。

4. サドル・アッディーン時代のバルール村 (1334 年以降)

4.1 シャイフ・アブー・サイドによる「ワクフ設定」(1347 年)

アブディー・ベグによると、三度目に、サドル・アッディーンの子シャイフ・アブー・サイドが「ワクフ設定」を行ったという。その根拠として、アブディー・ベグは、1347 年 2 月 13 日付のシャイフ・アブー・サイドによる「もう一つのワクフ文書」の概要を記す。それによると、まず、シャイフ・アブー・サイドは、「村全体」を修行場に対して「ワクフとした」。この「ワクフ設定」により、シャイフ・アブー・サイドは、村のワクフ財収益の受益者としての権利を修行場に移転し、修行場運営の経費に充てるよう定めたと考えられる。「村全体」と記載されているので、サドル・アッディーンの子もそれに含まれていたか、これ以前にサドル・アッディーンが修行場に帰属させていた可能性がある。

続けて、シャイフ・アブー・サイドは、村の税収について、父サフィー・アッディーンによるワクフ設定が行われた時代、つまりイルハン朝の「至高なるディーワーン」が定めた規定、すなわち当時のディーワーンが村に課した税目・税額に則して徴収し、サフィー・アッディーンが定めたとおりに、修行

26) ただし、マリク・アシュラフの家臣アミール・アヒー Akhī, すなわちアヒーजूク Akhīchūq (760/1359 没) であった可能性がある。アヒーजूクと彼の名がアヒーと表記されることについては、[Amitai 2009; Şubhī: 261]。

場の経費として支出するように規定している。ここでいう村の税収とは、1327年12月に、アブー・サイードが「ワクフとした」税収を指すと考えて間違いないだろう。当時、チングス家のハーンが乱立する混乱期が続き、ハーンの権威は形骸化しつつあったものの、アゼルバイジャン地域で実権を掌握したチューパーン家の当主小ハサンやマリク・アシュラフは、ハーンを擁立していた [Melville and Zaryāb 1991; May 2016; 大塚 2013: 194–195]。それ故、1327年12月発行のアブー・サイードの命令書の原文書は、チューパーン家から承認を得るために十分な効力を持ち、修行場は村の税収の受給権を維持できたのだろう。

そして、最後に、シャイフ・アブー・サイードが、「サドル・アッディーンに対する過去の村の収益」に権利がないと承認したのは、それまでにサドル・アッディーンが獲得した村のワクフ財収益の配分を指すと考えられる。これらの「もう一つのワクフ文書」の内容により、シャイフ・アブー・サイードは、村のすべての収益、すなわちワクフ財収益と税収に対する一切の権利を持たないこととなり、村は修行場に属することとなった。

4.2 チューパーン家台頭期 1353 年発行命令書のバルール村

1353年の命令書 ([表3] 参照) は、上部が欠けており、発令者と通知先、指令内容の冒頭部が失われているが、先述の通り、マリク・アシュラフ、または彼の家臣・関係者が発令した文書と推定される。この命令書には、現存部分の1行目に、「修行場のワクフ (vaqf)」という表現が見える一方で、命令書の命令書の5行目から7行目に登場するバルール村を含むアルダビール地方の13村は、5行目で、amlāk-i mawrūthi-i ishān である

と記されている。ヘルマンとグロンケは、この13村が、「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であったと解釈し、この命令書が発令された当時、教団が13村を所有していたと判断した。しかし、バルール村が「弟子たち」により世襲されてきた「私有財」であるという解釈が矛盾をはらむことは、先に述べたとおりである。

上述のバルール村を含む13村は、それぞれ、アルダビールの郡部とアルダビール北東のダールマルズ Dārmārz 郡、南東のブースジーン Būsjin 郡に属し、最後のチューラーブ Chūrāb 村以外は、すべて、不動産目録の第1部 (ḥarf) に項目が存在し、サフィー廟の不動産であった ([表4] 参照)。不動産目録によると、このうちダイム Daym 村は、サルクジャーン Sarkuzhān 村の別名であるというので [‘Abdī I: 54a], ここでは数に含めない²⁷⁾。

ほかの12村のうち8村は、不動産目録のアルギル村の項目で引用されている1337年のワクフ財収益分割文書に登場し、9村は、1360年にサフィー・アッディーンワクフ文書の内容を認証するために作成された証書の物件一覧にも登録されている。それ故、いずれかの文書に登場する10村は、サフィー・アッディーンにより修行場のワクフとして設定された可能性がある。また、いずれの文書にも登場しない2村のうち、サウマア Ṣawma’a 村の一部の土地は、不動産目録によると、733/1333年にサフィー・アッディーンに贈与され、後に息子シャラフ・アッディーンに私有財となった [‘Abdī I: 55b; Gronke 1993: 311, 343]。750/1350年の命令書 (nishān) には、「修行場のワクフ財 (vaqfiyat)」でもあったと記載されていたというので [‘Abdī I: 55b–56a], 少なくとも村の税収の一部が「ワクフ」と認識されていた。以上より、12村

27) ヘルマンは、命令書では、サルクジャーン村とダイム村の名が併記され、別の村を指すように読み取れると述べている [Herrmann 2004: 149]。この2村は、1535年頃には別個の村であった可能性があるが、アブディー・ベグの時代には一つになっていたのだろう。

表 4 1353 年命令書に登場するアルダビール地方の諸村とサフィーのワクフ設定

村名	761/1360 年 ワクフ文書 の認証証書	737/1337 年 ワクフ財収益分割文書 (分割対象)	物件の所有権に関する証書類の引用
アルダビール郡部 カルフラーン村 (Kalkhurān) ['Abdī I: 63a-65a]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Sharaf al-Dīn · Alā' al-Dīn)	760/1359 年 : Ṣafi al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。
アルダビール郡部 バルール村 (Barūr) ['Abdī I: 49b-50b]	記載あり	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
アルダビール郡部 カンズワーナク村 (Kanz(w)ānaq) ['Abdī I: 48a-48b]		記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
ダールマルズ郡 スハー村 (Suhā) ['Abdī I: 54b]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
ダールマルズ郡 ナウディーフ村 (Nawdih) ['Abdī I: 70b-71a]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
アルダビール郡部 サルクジャーン村 (Sarkuzhān) ['Abdī I: 54a-54b]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (村名が切り取られて いる)	
ダイム村 (Daym)	※不動産目録によるとサルクジャーンの別名 ['Abdī I: 54a] 本文書では異なる村の可能性ある [Herrmann 2004: 149]		
アルダビール郡部 ジャジュキーン村 (Zhazhqīn) ['Abdī I: 47b-48a]	記載あり (村全体)		
アルダビール郡部 アルギル村 (Alghir) ['Abdī I: 39b-44a]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	741/1340 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (iqrār) された ['Abdī I: 43b]。 742/1341-2 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 43b-44a]。 760/1358-9 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。 759/1360 年 : Ṣafi al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。
アルダビール郡部 サウマア村 (Ṣawma'a) ['Abdī I: 55b-56a]			
アルダビール郡部 カチュフラーン村 (Kāchkhurān) ['Abdī I: 62a]	記載あり (村全体)		
ブースジーン郡部 クーラドゥール村 (Kūra Dūl) ['Abdī I: 66b-67a]			741/1340 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (iqrār) された ['Abdī I: 43b]。 742/1341-2 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 43b-44a]。 760/1358-9 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。
アルダビール郡部 チューラーブ村 (Chūrāb) ※不動産目録には、 村の項目がない	記載あり (村全体)	記載あり (説明なし)	

のうち11村は、サドル・アッディーン時代の文書にワクフ財・「ワクフ」として登場する。

もう一つのクーラドゥール Kūradūl 村は、不動産目録によると、その大半の土地が、サフィー・アッディーンとサドル・アッディーンにより、前所有者のアルダビール地方の名家カークリー Kākuli 家の人々²⁸⁾から数回に分けて購入された。アブディー・ベグは、カークリー家の数人がサドル・アッディーン私有財 (milk) であると承認したという記録を引用しており、修行場のワクフ財となった証拠の文書を提示していないので、1353年時点では、彼の私有財であった可能性もある [‘Abdī I: 66b–67a; Gronke 1993: 325]。それ故、サドル・アッディーンと教団は、12村の大半が、本来、修行場のワクフ財であると認識しており、それらの地所に経費を請求する者や介入する者がいたため、それを禁止する命令書の発令をマリク・アシュラフらに要請した可能性が高い。

また、先述の通り、12村のうち10村は、サフィー・アッディーンにより修行上のワクフとして設定された可能性があるため、それ以前は彼の私有財であったと考えられる。そして、そのうち6村のワクフ財収益は、彼の4人の息子に分配されていた。グロンケが指摘したように、サドル・アッディーン時代には、彼の3人の兄弟のワクフ財収益のうち少なくとも一部が修行場の運営費に充てられるようになり、1360年には、サフィー・アッディーンが、生前、サドル・アッディーンをワクフ財の管財人に指名したことが認証されている [Gronke 1993: 298, 299, 323]。それ故、1353年の命令書が発行された当時、彼は修行場とサファヴィー家の不動産の保全のため、外部勢力との交渉に努めていたのだろう。

さて、先述の通りヘルマンとグロンケは、この命令書の5行目の *amlāk-i mawrūthi-i ishān* を、「修行場の弟子たちの世襲の私有財」と解釈したが²⁹⁾、この箇所の *ishān* は、ペルシア語の三人称代名詞の複数形 (彼ら)、つまり「弟子たち」ではなく、単数形 (彼) の尊称で、サドル・アッディーンを指すと解釈するのが妥当だろう。アルダビール文書のうち、14世紀に発行された他の命令書において、明らかにサドル・アッディーンに対して、*ishān* という敬称が用いられた事例が存在する。例えば、ヘルマンが分析した775年ラビー・アルアッワル月1日/1373年8月21日に発行されたシャイフ・ウワイスの命令書 [Herrmann 2004: 170–171 and *Abbildungen* 100–101 (Urkunde XXV)] には、本文の2・3行目に、「シャイフ・サドル・アッディーン弟子たち」への言及があり、4行目に、アゼルバイジャンのギャルムロード Garmrūd 地方の複数の土地 (*zaminhā*) が、「私有権により *ishān* に属す (*az rāh-i milkiyat ba-dishān ta'alluq dārad*)」と記載されている。この箇所のみ見ると、*ishān* が、サドル・アッディーンを指すのか、弟子たちなのか、必ずしも明確ではないが、6行目に、これらの土地について「シャイフ・サドル・アッディーン私有権が定まっている」とあるので、*ishān* はサドル・アッディーンを指すことが確認される。

最後に、1353年の命令書の5行目の *amlāk* の解釈について検討する。まず、12村のうち11村が、14世紀の文書や不動産目録にワクフ財・「ワクフ」として登場し、1村はサドル・アッディーン「私有財」であったとも考えられるため、この箇所の *amlāk* は、単に様々な「土地」という意味で使用されている可能性がある。すなわち、12

28) カークリー家については、Gronke [2003: 154–163] にまとめられている。

29) ヘルマンが分析した別のアルダビール文書、700年シャーパーン月/1301年4月11日–5月9日発行のアミール・ターイフー Ṭayfū の命令書にも、「*ṭilq-i mawrūthi* (世襲の合法的な) milk」という表現が存在する [Herrmann 2004: 68 and *Abbildung* 16 (Urukunde IV)]。

村は、かつてサフィー・アッディーンの私有財となった時期があり、彼の後継者がサドル・アッディーンであったので、「サドル・アッディーンの世界の土地」と記されたのだろう。

また、蓋然性は高くはないが、当時の不安定な政治・社会情勢の影響により、サフィー・アッディーンが修行場のワクフ財とした村の帰属が曖昧となり、他者による干渉や不当な徴税が増え、その維持が困難となったため、サドル・アッディーンが、それらは彼の「私有財 (amlāk)」であると主張し、時の実力者による命令書を得て、ワクフ財の再建を目指していた可能性がある。例えば、1353年の命令書に登場するアルギル村、ナウディーフ村、クーラドゥール村の3村について、不動産目録には、741/1340年、742/1341-2年、760/1358-9年に、カークラー家の人々が、サドル・アッディーン「私有財 (milk)」であると承認 (iqrār, i'tirāf) したことが記録されている³⁰⁾。さらに、759/1360年にも、同じアルギル村とカルフラーン Kalkhurān 村について、サフィー・アッディーン「私有財 (milk)」であると承認 (i'tirāf) した人物がいたという³¹⁾。

先述の通り、アルギル村・ナウディーフ村・カルフラーン村は、1333年に、サフィー・アッディーンにより修行場のワクフとして設定されており、サドル・アッディーンが、その「所有権」の承認・確証の獲得に努めていた形跡が認められる³²⁾。

おわりに

本稿で検討したことは、以下の通りである。1325年に、イルハーン朝のディーワーンにより、チャギルチャの息子ハサンが、村の徴税官として任命された。村の税収はチューバーンに食費の名目で支給されていたが、1327年11月に彼が殺害されたのち、イルハーン朝君主アブー・サイドによりサフィー・アッディーン「弟子たちの食費・修行場の運営費として割当てられた。この行為を、のちに、チューバーンの孫の小ハサンに同定できる人物と彼の代理人 Bā Akhī Kay は「ワクフ」とみなしており、村の税収が「ワクフ」の名目で修行場に付与された可能性がある。また、小ハサンは、チューバーンが所有した村の税収に対する受益権を主張したが、最終的には、税収が修行場の「ワクフ」

30) アルギル村・ナウディーフ村・クーラドゥール村は、741/1340年に、カーディー・ハミード Ḥamid b. Najm al-Dīn Maḥmūd Kākuli が、サドル・アッディーン「私有財 (milk)」と承認 (iqrār) し、同年と翌年 742/1341-2年に、カーディーの息子、カーディー・アラール・アッディーン 'Alā' al-Dīn Maṣūr b. Ḥamid Kākuli が、同様に承認 (iqrār, i'tirāf) した。また、760/1358-9年に、カーディー・シャムス・アッディーン・ムハンマド Shams al-Dīn Muḥammad b. Ṣadr al-Dīn b. Maḥmūd Kākuli も同じことを承認 (i'tirāf) している [Abdī I: 43b-44a, 66b-67a, 70b-71a; Gronke 1993: 325]。なお、アルギル村は、718/1318年にサフィー・アッディーンが、カークラー家のカーディー・ナジュム・アッディーン・カークラ Najm al-Dīn Kākula より購入した [Abdī I: 39b; Gronke 1993: 324]。

31) グロンケによると、カマール・アフマド・タブリーズィー Kamāl Aḥmad b. Isma'īl b. Kamāl Aḥmad Tabrizī が、2村をサフィー・アッディーン「私有財」として承認した [Abdī I: 44a; Gronke 1993: 325]。

32) そのほかに、蓋然性は低いですが、当時のアゼルバイジャン地方の行政文書において、ワクフ地をワクフ設定者やその後継者の「私有財 (amlāk)」と記載する機会があった可能性もある。当時、同地方の主都タブリーズを拠点とした先述のクジュジー教団は、1380-2年に大規模なワクフ設定を行ったが、そのワクフ文書作成には多数のカーディーが関わった。彼らの法学派は「シャーフィイー派のみではなかった」[Werner, Zakrweski and Tillschneider 2013: 51] というが、言い換えれば、多数のシャーフィイー派のカーディーが文書作成に関わっていた。シャーフィイー派には、ワクフ財の所有権は、神に属するという説以外に、ワクフ設定者にとどまるとする説が存在するという [柳橋 2012: 657]。

として割当てられたことを認め、権利を放棄した。

サフィー・アッディーンは、恐らくチャギルチャの息子ハサンから村を獲得し、1333年に、修行場のワクフとして設定した。なお、村のワクフ収益は、サドル・アッディーンと兄弟シャイフ・アブー・サイドに分配されていたが、シャイフ・アブー・サイドは1347年にそれを修行場の運営費として設定した。その後、1360年に、村を含むサフィー・アッディーンのワクフ財と、サドル・アッディーンの管財権を認証する文書が作成され、サドル・アッディーンのもとで、修行場のワクフ財が再建された。

以上より、サフィー・アッディーンとサドル・アッディーン父子が、イルハーン朝君主アブー・サイド、チューパーン家の小ハサンやマリク・アシュラフなどの時の権力者との交流を通して、バルール村の土地とその収益を修行場に帰属させた経緯が、より明確になった。先行研究が指摘した通り、アブー・サイド死後の不安定な政情の下、サドル・アッディーンが父の時代以来の修行場のワクフ財の再建に努めていた様子も確認された。そしてアブー・サイド治世のチューパーンの失脚により、チューパーン家が村からの収入を失ったこと、彼の子孫がそれを取り戻すべく、権利を主張した顛末も明らかとなった。バルール村の例のように、ある地所の所有者が、その土地をワクフとして設定し、その受益者に自分の家族を含めること、さらに、その土地の税金を授与され、あるいは授与された者から獲得し、免税の権限を得ることは、岩武がラシード・アッディーン『ラシード区ワクフ文書 *Vaqf-nāma-ʿi Rab-ʿi Rashīdī*』の事例を提示したように〔岩武1998〕、14世紀によく見られた不動産収益集積の術であったと位置づけられる。

また、アブディー・ベグ版不動産目録の17世紀の写本と18世紀初めの写本にも、ハサン・バルール村の項目は存在する。そして、

前者の欄外には、「〔村は、〕古くから、恩寵の徴ある〔サフィー廟の〕管理部の占有下にある (az qadīm dar taṣarruf-i sarkār-i fayz-āthār būda ast)。その収益は年ごとに登録されてきた (ḥāsil-i ān sāl bi-sāl zabṭ shuda)」〔*Abdī II*: 112〕という書き込みが存在し、後者の欄外にも「〔村は、〕占有下にある」と記されている〔*Abdī III*: 111〕。それ故、両写本が作成された当時、サフィー廟が村の全収益を獲得していたことは明らかである。

本稿の各所で呈示したように、アブディー・ベグ版不動産目録の最古層のワクフ財にまつわる情報には、単純な誤記や、字面通りに解釈すると整合性を欠く記述が存在する。その一因として、従来、16世紀後半には、サフィー廟に保管されていた最古層の文書の一部が破損・散逸し、判読の難しい箇所があったことが挙げられてきた。そのほかに、アブディー・ベグの目的が、廟のワクフ財の証明であり、不動産に関する文書に「ワクフ」という言葉が存在すれば、「ワクフ」と判断し、集めた情報に矛盾が生じて、ほとんど解釈を加えなかったことも指摘できるだろう。先行研究は、基本的に不動産目録の記述を、ほぼそのまま受入れており、その矛盾点を検討していないが、その多くは、同時期のアルダビール文書と照合し、14世紀の叙述史料・簿記術指南書・書簡作成指南書などを参照することにより解消される。今後、同時期に成立した他のワクフ財の来歴を個別に再検討してゆけば、サファヴィー家と教団の最古層の不動産収益がどのように集積されたか、そして、それが、その時々支配層の庇護の下、維持されていく様子について理解を深めることができるだろう。

サファヴィー教団と同時期にアゼルバイジャン地方で活動したクジュジー教団のワクフ文書について分析したヴェルナーは、そのワクフ設定を最初に担当したカーディーが、1360年にサフィー・アッディーンのワクフ再建の手続きを担当したファドル・アッ

ラー・ウバイディーであること、彼の親族が『ラシード区ワクフ文書』にも証人として名を連ねていることを指摘している〔Werner, Zakrweski and Tillschneider 2013: 52; Werner 2015: 83〕。このように、サファヴィー教団の事例と、同時期のイランのワクフ設定や不動産の所有・占有を対照し、俯瞰することで、14世紀のイランの政治・社会状況の一端を明らかにすることができるだろう。また、岩武は、かつて、イルハーン朝期の史料において、イドラールやイクター、その他の税収給付の制度が「恩賜」(suyūrghāmishī)と併記されることがあると指摘した〔岩武 1998, 93〕。将来的には、このような「恩賜」や、本稿で分析したイルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ」、つまり一種の「寄進行為」に着目し、同時代のテュルク・モンゴル政権下の中央アジア・内陸アジア・東アジア等の事例と比較することにより、それぞれの地域社会の特性とモンゴル・テュルク系政権の制度に対する理解を深めることにもつなげられるだろう。

参考文献

●史料●

- 'Abdī I: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3718
- 'Abdī II: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3719
- 'Abdī III: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli, Ms. 2734
- 'Abdī/Hidāyatī: Navīdī, Zayn al-'Ābidīn. *Šariḥ al-Milk: Vaqfnāma-'i buq'a-'i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. Tehran: Sāzmān-i Awqāf va Umūr-i Khayriya. 1390Kh/2012–13.
- A 'yān: al-Šafādī. *al-A 'yān al-'Ašr wa A 'wān al-Našr*. Ed. 'Alī Abū Zayd et al. Vol. 2. Damascus: Dār al-Fikr. 1998.
- Guzīda: Ḥamd Allāh Mustawfī Qazvīnī. *Tārikh-i Guzīda*. Ed. 'Abd al-Ḥusayn Navā'ī. Tehran: Intishārāt-i Amīr-i Kabīr. 1362Kh/1983.
- Ḥisāb: 'Imād Sarāwī. *Das sogenannte Ġāme'o'l-Ḥesāb des 'Emād as-Sarāwī. Ein Leitfadens des staatlichen Rechnungswesens von ca. 1340.*

Dissertation zur Erlangung des Doctorgrades der Philosophischen Fakultät der Georg-August-Universität zu Göttingen. Ed. N. Göyünç. Göttingen. 1962.

- Jāmi'/Alizāda: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh Hamadānī. *Jāmi' al-Tawārikh*. Ed. 'Abd al-Karīm 'Alī-ūghlī 'Alizāda. Vol. 3. Baku. 1953.
- Jāmi'/Jahn: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh Hamadānī. *Tārikh-i Mubārak-i Ghāzānī: Dāstān-i Ghāzān Khān*. Ed. K. Jahn. London: Luzac. 1940.
- Majma': Muḥammad b. 'Alī Shabānkārayī. *Majma' al-Ansāb*. Tehran: Intishārāt-i Amīr-i Kabīr. 1376Kh/1997.
- Rawzāt: Ibn al-Karbalā'ī, Ḥāfiẓ Ḥusayn. *Rawzāt al-Jīnān wa Jannat al-Jānān*. Ed. Ja'far Sulṭān al-Qurrā'ī. Revised edition. Vol. 2. Tabriz: Intishārāt-i Sutūda. 1383Kh/2004.
- Shaykh: Abū Bakr al-Quṭbī al-Aharī. *Tārikh-i Shaikh Uwais: History of Shaikh Uwais: An Important Source for the History of Ādharbaijān in the Fourteenth Century*. Ed. Johannes Baptist van Loon. The Hague: Uitgeverij Excelsior. 1954.
- Šubḥ: al-Qalqashandī. *Šubḥ al-A 'shā*. Ed. Muḥammad Ḥusayn Shams al-Dīn. Vol. 8. Cairo. 1915.
- Wafī: al-Šafādī. *al-Wafī bi'l-Wafāyāt*. Ed. 'Alī ibn al-Ḥusayn b. al-Mas'ūdī. Vol. 11. Beirut: Dār al-Ihyā' al-Trāth al-'Arabī. 2000.

●研究文献●

- Amitai, Reuven. 2009. "Akhijūq." *Encyclopaedia of Islam*, THREE. Brill Online.
- Aubin, Jean. 1976–77. "La propriété foncière en Azerbaydjan sous les Mongols." *Le Monde Iranien et l'Islam* 4: 79–132.
- Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht. Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert*. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.
- Farhang: *Farhang-i Juḡhrāfiyā'ī-i Īrān*. Vol. 4. Tehran. Intishārāt-i Dāyira-'i Juḡhrāfiyā'ī-i Sitād-i Artish. 1330Kh/1951.
- Herrmann, Gottfried and Gerhard Doerfer. 1975a. "Ein persisch-mongolischer Erlass des Galayeriden Šeyḥ Oveys." *Central Asiatic Journal* 19: 1–84, + m. pls.
- Herrmann, Gottfried and Gerhard Doerfer. 1975b. "Ein persisch-mongolischer Erlaß aus dem Jahr 725/1325." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 125: 317–346.
- Herrmann, Gottfried. 2004. *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.
- Jackson, Peter. 2008. "Jalayerids." *Encyclopaedia*

- Iranica*. Vol. 14: 415–419.
- Luṭfi, Maryam. 1395Kh/2016. *Buq‘a‘-i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī dar Dawra-i Šafaviyān*. Tehran: Manshūr-i Samir.
- May, Timothy. 2016. “Chūbānids.” *Encyclopaedia of Islam*. THREE. Brill Online.
- Mazzaoui, Michel M. 1972. *The Origins of the Šafavids: Šī‘ism, Šūfīsm, and the Gulāt*. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.
- Melville, Charles. 1991. “Čobān.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 5: 875–878.
- Melville, Charles and Abbās Zaryāb. 1991. “Chobanids.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 5: 496–502.
- Melville, Charles. 1994. “Demašq K̄vāja.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 7: 256–257.
- Melville, Charles. 1999. *The Fall of Amir Chupan and the Decline of the Ilkhanate, 1327–37: A Decade of Discord in Late Mongol Iran*. Papers on Inner Asia, no. 30. Bloomington: Indiana University.
- Nab‘i, Abū al-Faẓl. 1352Kh/1973–74: *Chūpāniyān dar Tāriḫ-i Īlkhāniyān yā Tāriḫ-i Āl-i Chūpān*. Tehran: Chāpkhāna-i Dānish.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, ‘Imād. 1387Kh/2009. *Fīrist-i Asnād-i Buq‘a‘-i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī*. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Šayḥ al-Ḥukamā‘ī, ‘Imād al-Dīn, 渡部良子, 松井太 2017 「ジャライル朝シャイフ＝ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』XXXII: 49–150.
- Spuler, Barthold. 1984. “ĀL-E KART.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 1: 758–760.
- Werner, Christoph, Daniel Zakrweski and Hans-Thomas Tillschneider. 2013. *Die Kuḡuḡī-Stiftungen in Tabriz. Ein Beitrag zur Geschichte der Ġalayiriden (Edition, Übersetzung, Kommentar)*. Wiesbaden: Reichert Verlag.
- Werner, Christoph. 2015. *Vaqf en Iran: Aspects culturels, religieux et sociaux*. Leuven: Peeters Press.
- Wing, Patrick. 2016. *The Ġalayirids*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- 阿部尚史 2020 「サファヴィー朝滅亡後のシェイフ・サフィー＝アッディーン廟：アルダビール文書のなかの18, 19世紀勅令・命令書」『アジア・アフリカ言語文化研究』99: 133–168.
- 岩武昭男 1998 「イルハーン朝期のイドラール (idrār) ——モンゴルのイラン支配の一齣——」『オリエント』41-2: 80–97.
- 大塚修 2013 「『選史』続編の研究 ——新出史料『ジャライル朝史 (選史続編)』を中心に」『アジア・アフリカ言語文化研究』85: 171–205.
- 川本正知 1991 「イスラムの私有財産 (milk) について」『オリエント』34-1: 65–78.
- 志茂碩敏 2013 『モンゴル帝国史研究 正篇 中央ユーラシア遊牧諸政権の国家構造』東京大学出版会.
- 本田実信 1991 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- 柳橋博之 2012 『イスラーム財産法』東京大学出版会.
- 渡部良子 2011 「13世紀モンゴル支配期イランのペルシア語財務術指南書 *Murshid fi al-Hisāb*」高松洋一 (編) 『イラン式簿記術の発展と展開：イラン, マムルーク朝, オスマン朝下で作成された理論書と帳簿』, 9–35, イスラーム地域研究東洋文庫拠点.
- 渡部良子 2015 「13–14世紀イルハーン朝期イランの徴税制度とバラート制度——簿記術指南書に基づく再構成——」近藤信彰 (編) 『近世イスラーム国家史研究の現在』, 15–56, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

[付録] アブディー・ベグ版不動産目録のハサン・パールー村の項目の校訂テキスト

底本: 'Abdī I: 49b-50b. 他写本: 'Abdī II: 112-114; 'Abdī III: 111-113; 'Abdī/Hidāyatī: 175-177.

※テキスト中に登場する文書類には、**囲み線**を付した。四囲の地名の綴りは暫定版

قریه

حسن بارو از خان اندراب الم حدود بقلعه کرده لکوت که بشاهان کله مشهور است و بقریه جشان و باسیایی که از قدیم الايام در حدّ قریه مذکوره بوده و بمزرعه ملکوتان که جوی آب آن از سوراخ سنگی بیرون آمده و در **قباله** که قاضی فضل الله عبیدی نوشته مسطورست که متصل است بقریه نحوران و درین زمان نحوران مزرعه است از مزارع بارو داخل در حدّ آنجا و رعایاه آنجا زراعه میکنند.

قریه حسن بارو قدیماً قریه برور نام داشته سه مرتبه سمت و **وقفیت** بر زاویه قدسی مرتبت صفویه حفت بالانوار الرحمانیه والازهار الرّوحانیه یافته.

اولاً سلطان مبرور سعید ابوسعید بهادرخان بن سلطان مغفور و خاقان فغفور چاکرمظهر مذهب حقّ ایمه اثنی عشر خدابنده اولچایتو سلطان محمد³³⁾ چنگیزی گوهر

شاه اولچاتوی بن ارغون بن ابقای خان³⁴⁾ بن هلاکو خان بن تولی بن چنگیز خان

تعمده الله بغرانه **وقف** بر خانقاه عرش اشتباه صفویه نموده بموجب **نشان** عالیشان سلطان سعید مبرور مزبور بتاریخ هشتم شهر صفر سنه ثمان و عشرين و سبعمائه باسم متصدیان آنجو که عبارت از املاک خاصّه و خالصه پادشاهی است بدین مضمون که قریه برور من اعمال اردبیل را در وجه **اخراجات سفره و خانقاه مریدان حضرت والاربت اعلی منقبت شیخ صفی الدین مقرر** داشته ایم در آنجا مدخل نسازند. مؤید این **سندی** معتمد علیه بخط با **اخی کی**³⁵⁾ است که نایب امیرزاده تاج الدین حسن بیگ **چوپانی** بوده موکد **بلعننت نامه**. خلاصه مضمونش آنکه چون قریه برور را سلطان ابوسعید خان **وقف** زاویه حضرت قدسی منزلت منارالیه نموده و حاصل آنرا در وجه سفره صادر و وارد صرف میکنند و دعوی امیرزاده تاج الدین حسن که پیش از این **وقف** شدن در **وجه آش و سفره چوپان بیگ** مقرر بوده باطل است و امیرزاده مزکور بنابر اهتمامی که بحال زهاد همیشه داشته خود این **نوشته** را داد که **وقف** زاویه حضرت قدسی منقبت **شیخ صفی الدین** باشد.

ثانیاً حضرت با عزت قطب الاقطاب باستحقاق **شیخ صفی الدین بطریعتی** که ذکر آن در قریه **الغر** سمت تقدیم پذیرفت قریه مزبوره را بالتمام **وقف** فرموده اند و در **وقفیه ها** که بتاریخ **هژدهم رمضان سنه سبع و عشرين و سبعمائه** و بتاریخ **خامس شوال سنه ثلث و ثلثین و سبعمائه** وقوع پذیرفته داخل است.

ثالثاً چون ضبط ارتفاع آنجا از قرار **قسمت نامه** که بخط مبارک حضرت سلطان العارفین **خواجه شیخ صدرالدین سر سیره** مزین است منوط برای رزین آنحضرت و اخوه خلف ذی شرف اوتاد گوهر صدف ارشاد **شیخ ابوسعید** بوده، حضرت **شیخ ابوسعید** مذکور نیز در همان سال بتاریخ **غره ذی قعدة سنه سبع و اربعین و سبعمائه** **علیجده** درست داشته شروط تعیین فرموده اند. خلاصه مدعا آنکه حضرت با رفعت **شیخ ابوسعید بن حضرت قدسی منزلت شیخ صفی الدین اسحق** تمامی قریه برور را **وقف** نمود بر زاویه پدر خود که بمال و رجال خود در بلده اردبیل بنا کرده در درب آسفریس **وقفاً** لایبایع ولایبوهب ولایورث که محصول آنرا صرف کنند از غلات و حبوب و آنچه حاصل شود بر صادر و وارد فقرا و مساکین و اغنیاء و در وجوهی که حاجت بآن افتد از فرش و بساط و طنافس و دلاتی و لبود و حصر و در وجه فنادیل و مصابیح و روغن که در فنادیل و مصابیح ریزند و در وجه هرچه

33) イルハーン朝第8代君主オルジェイトウ Uljāyṭū を指す。オルジェイトウはシーア派へ改宗した。

34) イルハーン朝第2代君主アバカ Abāqā を指す。

35) 'Abdī II: 113.

ناچار باشد درین زاویه که برای مساکین فقراء صوفیه و علما کرده‌اند و ادانی و ظروف و در وجه طعام ساکنان آنجا و نازلان و مسافران و غربا گذرنده بدانچه عاده بر آن مطرَدست و بعد از آن قید کرده که شروط دیوان اعلی در زمان وِقییه بر زاویه مذکوره در زمان حیوات³⁶⁾ پدرم آن بود که حاصل آن از غلات و خراج و رسوم صرف شود در وجه قنادیل و مصالح و روغن آنها و در وجه طعام ساکنین و نازلین من المسافرین و المقیمین و گذرنده‌ها بطریق عاده مقرر که پدرم داشت و نیز اقرار کرد که هیچ حقی ندارد بر حاصل آن در زمان ماضی بر حضرت شیخ صدرالدین قدس الله سرهم و قبل الله برهم بالتمام.

36) *Abdi II*: 114. cf. *Abdi I*: حیوة [50b] , *Abdi III*: حیات [50b].